

京都市告示第 2 3 4 号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき、臨時休館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 6 年 7 月 1 8 日

京都市長 門 川 大 作

1 臨時に休館する日

平成 2 6 年 8 月 1 8 日（月）及び同月 1 9 日（火）

2 休館の理由

特別高圧電力受変電設備の法定保守点検のため

（産業観光局産業戦略部産業総務課）